

令和6年度分

償却資産申告の手引き

平素から市税については格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

事業用の償却資産を所有されている方には地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在（賦課期日）所有している事業用の償却資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。

つきましては、この「申告の手引き」にもとづきご申告いただきますようお願いいたします。

(1) 申告書提出期間 **令和6年1月4日（木）～1月31日（水）**

※償却資産をお持ちでない場合や、廃業、事業継承、市外転出等による異動があった場合もその旨を備考欄に記入し、申告書を提出してください。

※前年度と比較し、資産の増減がない場合も必ず申告してください。

(2) 提出方法 **「郵送」又は「窓口への持参」**

【郵送の場合】 玉名市役所 税務課 固定資産税係 行（下記提出先参照）

※申告書（控）に受付印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

【窓口への持参の場合】 本庁 1階 税務課 固定資産税係窓口

お知らせ

○インターネットを利用した固定資産税（償却資産）の電子申告（地方税ポータルシステム・エルタックス）でも申告を受け付けます。電子申告、事前手続き等の詳細はエルタックスホームページ（<http://www.eltax.jp/>）でご確認ください。

【お問い合わせ・提出先】

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

玉名市役所 税務課 固定資産税係 償却資産担当

電話：0968-75-1114（直通）

865-8501

熊本県玉名市岩崎163

玉名市役所 税務課

固定資産税係 償却資産担当 行

電話：0968-75-1114（直通）



郵送で申告書を提出される場合は、「あて名ラベル」として切り取って封筒に貼付けし、ご利用ください。

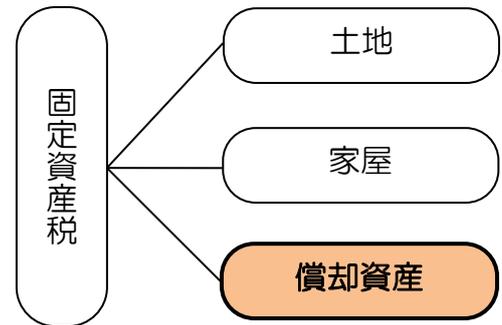
1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、事業として貸し付けている場合も含めます。

ただし、漁業権・特許権・ソフトウェア等のような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車等は課税対象とはなりません。



(2) 償却資産の範囲と種類

申告の対象となる資産

1月1日現在事業の用に供することができる資産です。

※ 次に掲げる資産も申告の対象となります。

- 償却済資産（耐用年数が経過したもの）
- 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、遊休資産、未稼働資産
- 取得価額が20万円未満の資産であっても個別償却しているもの
- 租税特別措置法の規定による中小企業者等の少額資産の損金算入特例を適用した資産

申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、申告の必要がありません。

- 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- 無形減価償却資産（漁業権、特許権、ソフトウェア等）、繰延資産
- 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満で一時に損金算入しているもの
- 取得価額が20万円未満の資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

【償却方法と取得金額による申告対象の一覧】

30万円以上	個別に減価償却をしているもの	
30万円未満	中小企業等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、 旧租税特別措置法第67条の8ほか)	
20万円未満	法人税法第64条の2第1項、 所得税法第67条の2第1項 に規定するリース資産(地方税 法施行令第49条)	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条 の2第1項、所得税法施行令 第139条第1項)
10万円未満		一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、 所得税法施行令第138条)
	申告の対象となる資産	申告の対象外となる資産

(3) 償却資産の種類

資産の種類	主な資産の例示
1 構築物	舗装路面、岸壁、橋、門扉、塀、緑化設備、屋外給排水管、広告塔等
建物附属設備	カウンター、可動間仕切り、受変電設備、中央監視制御装置、予備電源設備、日除け設備、LAN工事
2 機械及び装置	顧客のための厨房・洗濯設備、機械式駐車場設備、各種製造設備、印刷設備、農業用設備、土木建設機械等
3 船舶	釣り舟、漁船、ボート、遊覧船等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（農耕作業用自動車：最高速度 35km/h 以上のもの、農耕作業用以外：最高速度 15km/h・長さ 4.7m・幅 1.7m・高さ 2.8m のいずれかを超えるもの。登録がある場合、分類番号「0、00～09、000～009」、「9、90～99、900～999」の車両）、構内運搬具、貸車・客車等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは対象外です。
6 工具、器具及び備品	テレビ、冷蔵庫、電話機、防犯カメラ、陳列ケース、看板、パソコン、複写機、レジスター、ルームエアコン、机、椅子、その他什器備品等

(4) 業種別の主な償却資産の例

各業種共通	内装工事(建物賃借の場合)、駐車場設備、舗装路面、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、複写機、レジスター、金庫、LAN設備等
農業	ビニールハウス、農機具、耕運機、バックホウ、屋外給排水設備等
不動産貸付業	舗装路面やさく、緑化施設等の外構工事、屋外電気設備工事、屋外給排水設備工事、受変電設備工事、中央監視設備工事、自家発電設備工事、蓄電池設備工事、駐車設備(機械装置、ターンテーブル)等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌器、パーマ器、ドライヤー、はさみ、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装機等
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水装置、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
食肉鮮魚販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、挽肉機、電子はかり等
医院・歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン)、各種キャビネット等

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、玉名市内において、**事業用の償却資産**を所有している方です。

(2) 申告期限

令和6年1月31日(水)です。

(3) 提出書類

◆初めて申告される方（資産の明細は同封されていません）

- ①償却資産申告書
②種類別明細書 全資産用
- ▶ 令和6年1月1日現在で所有されている
すべての償却資産を申告してください。

◆前年度申告された方（資産がある方は明細が同封されています）

- ①償却資産申告書
②種類別明細書 全資産用
③種類別明細書 増加資産用
④種類別明細書 減少資産用
- ▶ 令和5年1月2日～令和6年1月1日の間に
増加・減少した資産を申告してください。

◆自社電算で出力し申告される方（資産の明細は同封されていません）

- ①償却資産申告書（電算出力）
②種類別明細書 全資産用（電算出力）
- ▶ 令和6年1月1日現在で所有されている
すべての償却資産を申告してください。

※玉名市からお送りする申告書を使用せずに自社電算様式で申告される場合は、必ず当市の申告用紙を添付してお送りください（当市の申告書は未記入で結構です）。

※ 次の場合も申告が必要です。 必要事項をご記入のうえ、申告書をご提出ください。

- 前年度において免税（課税標準額が150万円未満）の場合や、本年度が免税になると思われる場合
- 廃業、解散、転出等の場合（事務処置上必要ですので、申告書の「18 備考」欄に「廃業」等及びその日付がわかるように記入してご提出ください）
- 前年度と資産の状態が変わらない場合、該当資産がない場合（申告書の「18 備考」欄に“増減なし”又は“該当資産なし”と記入してご提出ください）

(4) 申告にあたっての注意点

①取得価額について

償却資産の取得価額とは、原則として次によるものとされています。

- 購入した償却資産については、その購入代価（運搬費等の付帯費の額を含む）
- 自己の製作、製造等に係る償却資産については、そのために要した原材料費、労務費および経費の額（運搬費等の付帯費の額を含む）

※これらが取得時において通常支出すべきと認められる額と著しく相違する場合においては、通常支出すべき金額によります。

※圧縮記帳の制度は固定資産税では認められません。圧縮前の価額が取得価額となります。

②非課税となる資産

地方税法第348条第2項の規定に該当する償却資産は非課税となりますが、申告は必要ですので、忘れずに申告してください。

③課税標準の特例を受ける資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条各項の規定に該当する資産を取得された場合は、固定資産税・都市計画税の税標準の特例に係る届出書及びその旨を証する書類の写しを添えて申告してください。

熊本地震に係る被災代替資産、太陽光発電設備、中小企業等経営強化法等に関する特例措置については、7～10ページをご覧ください。

④中古資産の耐用年数

耐用年数は、原則として法定耐用年数によりますが、中古資産を取得した場合、残りの使用可能期間を見積もって耐用年数とすることができます。その場合については、その「見積耐用年数」で申告していただくことになります。

なお、見積りが困難な場合は、次の簡便法によって求めることができます。

法定耐用年数の全部を経過 → 法定耐用年数×0.2

法定耐用年数の一部を経過 → (法定耐用年数－経過年数) + 経過年数×0.2

※ 1年未満の端数は切り捨て、2年に満たないときは2年とします。

⑤耐用年数が経過し償却済となった資産について

耐用年数が経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態であれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価額の5/100となります。

⑥大型特殊自動車について

下記の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

(1) 自動車の長さが4.7mを超えるもの (2) 自動車の幅が1.7mを超えるもの

(3) 自動車の高さが2.8mを超えるもの (4) 最高速度が毎時15kmを超えるもの

※農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの(長さ・高さ・総排気量の基準はありません。)

なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象となりません。(自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象とはなりません。)

※ 大型特殊自動車・・・固定資産税(償却資産)が課税されます。

小型特殊自動車・・・軽自動車税が課税されます。

(5) 留意事項

①申告をされない場合や虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられるほか、同法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、平成18年度から地方税法第354条の2の規定により国税資料の閲覧が可能となりました。つきましては、閲覧した内容に基づき個別に確認させていただき、調査の結果により、賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、無申告者に対しても、前回申告と同様の償却資産があるとみなして課税を行います。

②実地調査へのご協力のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

申告漏れなどの場合、地方税法第17条の5第5項の規定により、申告された年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで(最大5年間)遡って課税されることとなります。

3 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法（法人税等の旧定率法による償却率と同様）による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額×(1-減価率÷2)
前年前に取得した資産	前年度評価額×(1-減価率)

* _____ は、小数点第4位を四捨五入

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

(3) 税額の計算方法

課税標準額（1000円未満切り捨て）※ × 税率（1.4%） = 税額（100円未満切り捨て）

※ 課税標準額とは玉名市内に所在する資産の価格（課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの）の合計です。

(4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関して

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）の施行に伴い、平成28年1月1日以降に行われる償却資産の申告については、個人番号・法人番号（マイナンバー）を申告書へ記載していただくこととなっております（申告書に記載欄がありますので、その欄に記載してください）。

また、行政機関等が番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。したがって、申告書を提出される際は、本人確認をさせていただきます。

本人確認には、記載された番号が正しい番号であることの確認（番号確認）及び申告書を提出される方が正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となります。

本人確認措置の概要については以下に記載しておりますので、申告書提出の際は必要な情報の提示をお願いいたします（郵送の場合は、写しを同封してください。法人名義の償却資産の申告の場合は、番号法上の本人確認は不要です）。

(本人が申告書を提出する場合) 原則として以下(1)~(3)のいずれかで確認します。

- (1) ①個人番号カード(番号確認と身元確認)
- (2) ①通知カード(番号確認)、②運転免許証等(身元確認)
- (3) ①個人番号が記載された住民票の写し(番号確認)、②運転免許証等(身元確認)

(代理人が申告書を提出する場合)

- (1) ①委任状、②代理人の方の個人番号カードや免許証(身元確認)、③顧客の個人番号カードや通知カードの写し等
※代理人の方が税理士の方の場合は、以下になります。
①税務代理権限証書、②税理士証票、③顧客の個人番号カードや通知カードの写し等

※ あらかじめ氏名や住所等を印字した申告書をこちらからお送りしている方については、申告書の返送をもって身元確認に代えさせていただきますので、身元確認情報提供の必要はありません。番号確認ができるものの提示のみで構いません(こちらからお送りした申告書は必ずご提出願います。また、郵送で申告される場合は、身元確認ができるものの写しを同封してください)。
今年度初めて申告される方は、運転免許証等による身元確認が必要となりますので、番号確認と身元確認ができる情報の提示(郵送の場合は写しを同封)をお願いいたします。

5 固定資産税の各種特例について

5-1 熊本地震に係る被災代替償却資産に対する固定資産税の特例

(1) 申告対象者について

熊本地震により、滅失又は損壊した償却資産(被災償却資産)の所有者等。

(2) 申告対象となる償却資産

被災償却資産に代わる償却資産(代替償却資産)を令和5年3月31日までに取得し、又は被災償却資産を改良した方。

(3) 課税標準の特例について

これらの取得又は改良した償却資産の固定資産税の課税標準を、その取得又は改良した年の翌年から4年度分につき2分の1の額とする特例措置が設けられています。

※ 提出書類

代替償却資産の申告には、次の書類をご提出ください。

- ①熊本地震に係る被災代替償却資産特例申告書
- ②代替償却資産対照表
※①及び②は、玉名市ホームページよりダウンロードしていただくか直接ご請求ください。
- ③被災償却資産が熊本地震により滅失又は損壊した旨を証する書類(減免決定通知書(写)、更正通知書(写)等)
- ④被災償却資産が所在したことを証する書類(平成28年度償却資産課税台帳登録事項証明書(写)等)
- ⑤被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類(被災償却資産を除去又は売却等の処分をしたことがわかる書類(写)等)
※④及び⑤は、玉名市で被災した償却資産について玉名市でその代替償却資産を取得する方は、提出不要です(その他必要に応じて添付書類の提出を求めることがあります)。
- ⑥その他
(i)平成28年1月2日から平成28年4月13日までの間に取得し、熊本地震で被災した償却資

産については、震災発生時に被災地に所在したことを証する書類（納品書(写)等）を添付してください。

(ii) 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には、次の書類を添付してください。

- ・ 相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本(写)等）
- ・ 合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本(写)等）

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

5-2 太陽光発電設備に対する固定資産税の特例

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。

(1) 申告対象者について

設置者	発電出力10kW未満 余剰売電	発電出力10kW以上 全量売電・余剰売電
個人 (住宅用)	【申告対象外】 事業用資産に該当しない。	【申告対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当する (例) 屋根の上に設置
個人 (事業用)	【申告対象】 事業用資産に該当する。 (例) 遊休地に設置、貸しアパートの上に設置	
法人	【申告対象】 事業用資産に該当する。 (例) 遊休地に設置、工場の屋根の上に設置	

(2) 申告対象となる償却資産

太陽光発電設備：太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）、パワーコンディショナー、表示ユニット、架台、接続ユニット、電力量計など。太陽光システムの耐用年数は17年です。

(3) 課税標準の特例について

次の条件を満たす場合、3年度分、課税標準額が価格の3分の2又は4分の3になります。

① 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに取得された資産の場合 特例割合3分の2

② 平成30年4月1日から令和6年3月31日までに取得された資産の場合

「発電出力」が1,000Kw未満の設備 特例割合3分の2

「発電出力」が1,000Kw以上の設備 特例割合4分の3

※固定価格買い取り制度の設備認定の対象外であること（自家消費型発電設備）及び再生可能エネルギー事業者支援事業補助金を受けていることが前提となります。

(4) 提出書類

- ・ 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書
(玉名市ホームページよりダウンロードしていただくか直接ご請求ください。)
- ・ 「一般財団法人 環境共創イニシアチブ」が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

5-3 中小企業等経営強化法に基づく特例（経営力向上計画）

中小企業等経営強化法に基づいて、中小企業者等が新規に取得する「経営力向上計画」に記載がある経営力向上設備に対し、地方税法の規定による固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置が受けられます。

（1）申告対象者について

経営力向上計画の認定を受けた事業者のうち、中小事業者等（※1）（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者）が対象です。

※1 中小事業者等とは

- ①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本又は出資を有しない法人や個人の場合、常時使用する従業員数が1,000人以下
- ③みなし大企業に該当しない

「みなし大企業」とは、以下の(i)又は(ii)に該当する法人です。

- (i) 同一の大規模法人（資本金1億円超の法人）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- (ii) 2以上の大規模法人（資本金1億円超の法人）に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

（2）申告対象となる償却資産

- ①旧モデル比で生産性の向上に資する指標が年平均1%以上向上すること。
（最新モデルである必要はない。中古資産は対象外。）
- ②販売開始時期の要件を満たし、一台又は一基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額が下記の金額以上であること。

対象設備			
設備の種類	用途又は細目	最低価格	販売開始時期
機械装置（※2）	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※3）	全て	60万円以上	14年以内

※2 機械装置については、平成28年7月1日から平成31年3月31日までに取得したもの。

※3 建物附属設備については、償却資産として課税されるもの。

（3）課税標準の特例について

平成29年4月1日（機械装置については平成28年7月1日）から平成31年3月31日までの間に、経営力向上計画に基づいて行われた新規設備に対して、新たに課税されることとなった年度から3年度分に限り、固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置を受けることができます。

（4）提出書類

- ①固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書
（玉名市ホームページよりダウンロードしていただくか直接ご請求ください。）
- ②経営力向上計画に係る認定書の写し
- ③工業会等による仕様等証明の写し
- ④リース契約書の写し（※3）
- ⑤公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し（※3）

※3 ④、⑤は、リース会社が申請を行う場合に必要な書類です。

5-4 中小企業等経営強化法に基づく特例（先端設備導入計画）

※平成30年6月6日～令和5年3月31日までに取得した資産の場合（令和5年4月1日以降に取得した資産の場合は5-5をご参照下さい。）

中小企業等経営強化法に基づいて、「先端設備等導入計画（以下、導入計画）」を作成し、市の認定を受けることで、地方税法の規定による固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置が受けられます。

※導入計画の申請については、玉名市商工政策課にお問い合わせください。

なお、導入計画の認定を受けた資産が全て特例の対象となるわけではありません。課税標準の特例を受けるためには、下記の要件に該当する必要があります。

（1）申告対象者について

導入計画の認定を受けた事業者のうち、中小事業者等（※1）（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者）が対象です。

（2）申告対象となる償却資産

①旧モデル比で生産性の向上に資する指標が年平均1%以上向上すること。

（最新モデルである必要はない。中古資産は対象外。）

②販売開始時期の要件を満たし、一台又は一基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額が下記の金額以上であること。

対象設備			
設備の種類	用途又は細目	最低価格	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※2）	全て	60万円以上	14年以内
構築物（※3）	全て	120万円以上	14年以内

※2 建物附属設備については、償却資産として課税されるものに限る。

※3 令和2年4月30日、「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）」の施行により「事業用家屋」と「構築物」が新たに適用対象資産に追加されました。

（3）課税標準の特例について

生産性向上特別措置法の施行日（平成30年6月6日）から令和5年3月31日までに、導入計画の認定を受けて取得した、新規設備に対して、新たに課税されることとなった年度から3年度分に限り、固定資産税の課税標準をゼロとする特例措置を受けることができます。

※3 令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

（4）提出書類

①固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書

（市ホームページよりダウンロードしていただくか直接ご請求ください。）

②先端設備等導入計画に係る認定書の写し

③工業会等による仕様等証明の写し

④リース契約書の写し（※4）

⑤公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し（※4）

※4 ④、⑤は、リース会社が申請を行う場合に必要な書類です。

5-5 中小企業等経営強化法に基づく特例（先端設備導入計画）

※令和5年4月1日以降に取得した資産の場合（平成30年6月6日～令和5年3月31日に取得した資産の場合は5-4をご参照下さい。）

令和5年4月1日に制度の変更がありました。

主な変更点

- 固定資産税の特例措置対象が「**投資利益率が年率5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された設備**」へ変更。添付書類が「工業会証明書」から「**先端設備等に係る投資計画に関する確認書**」（認定経営革新等支援機関発行）へ変更。
- 固定資産税の課税標準額の特例が3年間ゼロから、**3年間2分の1軽減**へ変更。また、**従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、令和6年3月末までに取得した資産については5年間、令和7年3月末までに取得した資産については4年間、3分の1軽減**へ変更。
- 対象設備等から**事業用家屋、構築物が除外**。

（1）申告対象者について

導入計画の認定を受けた事業者のうち、中小事業者等（※1）（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者）が対象です。

（2）申告対象となる償却資産

認定経営革新等支援機関の認定を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された以下の設備。（中古資産は対象外）

対象設備		
設備の種類	用途又は細目	最低価格
機械装置	全て	160万円以上
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	全て	30万円以上
建物附属設備（※2）	全て	60万円以上

※2 建物附属設備については、償却資産として課税されるものに限る。

（3）課税標準の特例について

賃上げの表明	設備の取得期間	適用期間	特例割合
無し	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	3分の1

（4）提出書類

- 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書
（市ホームページよりダウンロードしていただくか直接ご請求ください。）
 - 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
 - 認定経営革新等支援機関による先端設備導入計画の事前確認書
 - 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し
 - 賃上げ方針を伴う計画を申請した（固定資産税の3分の1軽減を希望する）場合
従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
 - リース契約書の写し（※3）
 - 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し（※3）
- ※3 ⑥、⑦は、リース会社が申請を行う場合に必要な書類です。

5-6 過疎地域における固定資産税の課税免除

過疎地域(天水町)における対象事業者に対する固定資産税の課税免除について玉名市天水町は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用により、過疎地域に指定されています。次の一定の要件を満たした固定資産を取得等した場合に、固定資産税の課税免除が受けられます。

(1) 対象となる地域

天水町全域

(2) 主な要件

- ①青色申告をしている個人または法人
- ②租税特別措置法に規定する特別償却の適用を受けることができる設備であること
- ③令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等された固定資産であること
- ④対象となる事業の用に直接供する設備であること

(3) 対象となる事業

- ①製造業(「日本標準産業分類」において「製造業」としている事業)
- ②農林水産物等販売業
- ③情報サービス業等
- ④旅館業(下宿業除く)

(4) 課税免除の適用期間

対象資産を取得し、対象事業のために直接使用開始した年の翌年度から3年間に限り課税免除を適用

(5) 対象となる固定資産税

対象事業の用に直接使用されるもので、取得、制作、建設、改修(増築・改築・修繕・模様替)された固定資産で、その取得価格が500万円(※)を超えるもの

※取得価格の要件について

- ・資本金5,000万円超の法人の場合は、新設・増設された固定資産のみが対象
- ・資本金5,000万円超1億円以下の法人で製造業又は旅館業の用に供する場合は1,000万円を超えるもの
- ・資本金1億円超の法人で製造業または旅館業の用に供する場合は2,000万円を超えるもの
- ・土地については取得後1年以内にその家屋の建設をした敷地に限る

(6) 提出書類

固定資産税課税免除申請書

固定資産税課税免除申請書補足用紙

6 償却資産申告書の記載のしかた

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」（第二十六号様式）の各欄の記載のしかた

- 「1 住所（又は納税通知書送達先）」欄・・・住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。
- 「2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）」欄・・・氏名を記載し、ふりがなを付してください。
なお、所有者が法人の場合、その名称及び代表者の氏名を記載してください。屋号があれば記載してください。
- 「3 個人番号又は法人番号」欄・・・・・・・・個人番号又は法人番号（マイナンバー）を記載してください。
- 「4 事業種目（資本等の金額）」欄・・・・・・・・事業種目を具体的に記載してください（例えば「自動車部品製造業」等）。
2以上の事業を行う場合には、それぞれ記載し主たる事業種目に○印を付してください。また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額を記載してください。
- 「5 事業開始年月」欄・・・・・・・・本市において事業を開始した年月を記載してください。
- 「6 この申告に回答する者の係及び氏名」欄・・・・・・・・この申告に回答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
- 「7 税理士等の氏名」欄・・・・・・・・経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「8 短縮耐用年数の承認」欄・・・・・・・・国税局長の承認を受け耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」に該当する場合は「承認通知書」の写を添付してください。
- 「9 増加償却の届出」欄・・・・・・・・税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。「有」に該当する場合は「届出書」の写を添付してください。
- 「10 非課税該当資産」欄・・・・・・・・非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- 「11 課税標準の特例」欄・・・・・・・・課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- 「12 特別償却又は圧縮記帳」欄・・・・・・・・租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。
償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
- 「13 税務会計上の償却方法」欄・・・・・・・・税務会計上の償却方法について該当する方を○で囲んでください。
- 「14 青色申告」欄・・・・・・・・法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。
- 「15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地」欄・・・本市における事業所等資産の所在地を記載してください。
事業所等資産の所在地が1か所だけでその所在地が「1住所（又は納税通知書送達先）」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。
- 「16 借用資産（有・無）」欄・・・・・・・・借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。
- 「17 事業所用家屋の所有区分」欄・・・・・・・・事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。
- 「18 備考（添付書類等）」欄・・・・・・・・次のような事項を記載してください。
① 「短縮耐用年数承認書の写」「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称。
② 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したと、その他これに類する特別の理由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の限度。
③ 前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称。
④ 納税管理人を定めている場合は、その者の住所氏名。
- 「取得価額」欄・・・・・・・・「前年前に取得したもの（イ）」には、前年度償却資産申告書の「（イ）－（ロ）＋（ハ）」の欄の額を記載してください。また、「前年中減少したもの（ロ）」「前年中取得したもの（ハ）」には種類別明細書に記載した、減少資産、増加資産の取得価額の合計額を種類別に記載してください。「計（二）」には算式により算出した額を記載してください。
- 「評価額（ホ）」、「※決定価格（ハ）」、「※課税標準額（ト）」欄・・・・・・・・記載する必要はありません。自社電算の方は記載してください。

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（第二十六号様式別表一）の各欄の記載のしかた

前年中に、新品取得、中古品取得及び移動により受入れた資産について記載してください。

なお、本年度はじめて申告される場合は全資産記載してください。

記載例

令和6年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※ 所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)													所有者名		3枚のうち	
1234567															(有) ○○商事		2枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額			耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要	
					年号	年	月	千円	円	千円								円
1	2		印刷機	1	4	12	09	2	400	000	5						1・2 3・4	
2	6		パソコン	1	4	18	01			300	0	4					1・2 3・4	

この欄は記載する必要はありません。

資産の種類コード2の機械及び装置は、省令改正に伴い耐用年数へ修正してください。

自社電算で申告される方は記載してください。それ以外の方は、記載する必要はありません。

コード	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具器具及び備品

※ 以前より耐用年数に誤りがある場合は数字を修正し、摘要欄に赤で○印を記載してください。

「所有者名」欄・・・氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

「資産の種類」欄・・・1から6まで該当する資産の種類コードを記載してください。

「資産コード」欄・・・記載する必要はありません。

「資産の名称等」欄・・・資産の名称及び規格等を記載してください。

「数量」欄・・・資産の数量を記載してください。

「取得年月（年号・年・月）」欄・・・資産を取得した年月を記載してください。年号については、**昭和を「3」、平成を「4」、令和を「5」と記載してください。**

「取得価額（イ）」欄・・・償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するため直接要した費用を含む。）を記載してください。また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

「耐用年数」欄・・・改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。
 なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。**平成20年度税制改正において耐用年数省令が見直され、機械及び装置の耐用年数が大きく変更されました。記入方法は、旧耐用年数を横線で消し、左上に新耐用年数を記入してください。**

「増加事由」欄・・・資産が増加した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

「摘要」欄・・・次のような事項を記載してください。

- ① 非課税又は課税標準の特例が適用される資産は、その適用条項（例、地方税法第349条の3第1項。）
- ② 割賦販売資産等地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産は、その適用条項と売主の名称。
- ③ 耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示。
- ④ 短縮耐用年数を適用している資産は、その旨の表示。
- ⑤ 増加償却を行っている資産は、その旨の表示（例、増加償却割合50%の場合50
- ⑥ 以前より耐用年数に誤りがある場合は数字を修正し摘要欄に赤で○印を記載してください。

「種類別明細書（減少資産用）」の各欄の記載のしかた

全資産申告する場合は記載する必要はありません。

申告済資産のうち、前年中に売却、滅失又は他へ移動した資産について記載してください。

記載例

令和6年度

種類別明細書(減少用)

※ 所有者コード		種類別明細書(減少用)										所有者名		3枚のうち
1234567												(有)〇〇商事		2枚目
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要
					年 号	年	月				1 売 却	2 滅 失	3 移 動	
1	2		ポンプ設備	1	3	56	07	1,060,000	10		1・2・3・4	1・2		
2	6		テレビ	2	4	02	11	400,000	4		1・2・3・4	1・2	取得価額100万円(数量5)のうち40万円(数量2)減少	



この欄は記載する必要はありません。

- 「所有者名」欄・・・・・・・・・・氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書（減少資産用）」について3枚のうち2枚目というようにページ数をつけてください。
- 「資産の種類」欄・・・・・・・・・・種類別明細書に出力されたもののうち減少した資産の種類コードを記載してください。
- 「抹消コード」欄・・・・・・・・・・種類別明細書に出力されたもののうち減少した資産の資産コードを記載してください。
- 「資産の名称等」欄・・・・・・・・・・種類別明細書に出力された資産の名称等を記載してください。
- 「数量」欄・・・・・・・・・・減少した資産の数量を記載してください。
(例、5個のうち2個減少させる場合は「2」と記載してください。また、金額のみ減少させる場合には数量「0」と記載してください。)
- 「取得年月(年号・年・月)」・・・・・・・・・・種類別明細書に出力された取得年月、年号を記載してください。
- 「取得価額」欄・・・・・・・・・・数量において減少させた個数に対しての取得価額(減少額)を記載してください。
- 「耐用年数」欄・・・・・・・・・・種類別明細書に出力された耐用年数を記載してください。
- 「申告年度」欄・・・・・・・・・・記載する必要はありません。
- 「減少の事由及び区分」欄・・・・・・・・・・それぞれ該当する事由及び区分の番号を○で囲んでください。
- 「摘要」欄・・・・・・・・・・減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には、次のように記載してください。
(例、取得価額100万円(数量5)のうち40万円(数量2)減少)

減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1 - (減価率 / 2)	前年前取得 1 - 減価率			前年中取得 1 - (減価率 / 2)	前年前取得 1 - 減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

7 その他

- (1) 廃業、解散等の場合でも整理の都合上、申告書にその旨を記載し提出してください。
- (2) 死亡者名義の償却資産がある場合は、現在所有されている方のお名前で申告してください。
- (3) 申告書の控え（写）を作成のうえ、次年度以降の申告に必要ですので大切に保管してください。
- (4) 用紙の不足又は申告等において不明な点がありましたら係までお問い合わせください。

申告期限：令和6年1月31日（水）
 提出先：〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地
 問合せ先：玉名市役所 税務課 固定資産税係
 電話：0968-75-1114